

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年12月12日（平成29年（行個）諮問第187号及び同第188号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行個）答申第198号及び同第199号）

事件名：本人が特定日付けで総務大臣宛てに送付した文書の不開示決定（不存在）に関する件  
本人が特定日付けで総務大臣宛てに送付した文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書2並びに別紙の2に掲げる文書4及び文書5（以下、併せて「本件送付文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年8月2日付け総評相第117号（平成29年（行個）諮問第187号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第187号」という。）及び同月8日付け総評相第125号（平成29年（行個）諮問第188号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第188号」という。）により総務大臣（以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 各審査請求書

本件各審査請求の理由の要旨は、諮問第187号及び同第188号に係る各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件送付文書を保有していないと不開示にしているが、保有している文書の開示をするよう申し立てます。

総務大臣宛てに配達証明便又は内容証明便で送った文書を「保有していない」と不開示にしている。金融庁が、同じ行政文書に不開示決定と、開示の決定を出していると記載のある文書を、「総務省本省」が「保有

していない」ことに、事実を改ざんしている。

総務省は、開示請求に対して、初めて「総務大臣宛ての文書を特定行政評価事務所（以下「特定事務所」という。）に送付していた」ことを明らかにした。

普通考えて、苦情を当事者の特定事務所に送付することはあり得ない。苦情を当事者に送付してはいけない。秘密漏洩になる。特定事務所に送付したから、「総務省本省は文書を保有していない」という文書管理の在り方はおかしい。直ちに特定事務所から、総務省本省に文書の返送をするように繰り返し申し立てているが、総務省は無視をしている。誰が特定事務所に送付したのか等の問合せを無視して、事実確認に応じていない。

そもそも総務省は、「いつ、どこで、だれが、なぜ、なにをした」という行政庁として基本的な説明をしていない。「いつ」と「だれが」が説明から抜けている。「なぜ」の理由が変わっている。

国民が、事実であることを確認できない出来事は、事実ではない。全て嘘である。

特定事務所から、総務省本省に文書の返送をするように繰り返し申し立てているが、返送をさせていない。「総務省本省は文書を保有していない」ことにするため事実をねつ造していることは明白である。

本件送付文書を、総務省本省は保有している。特定事務所に送付したことは、総務省本省が文書を保有していない理由にはならない。

総務省本省が「保有している文書」を開示するよう申し立てます。

（以下略）

## （２）各意見書

審査請求人から平成30年1月30日付け（同月31日受付）で意見書3通（諮問第187号及び同第188号共通）が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書1（諮問第187号）

#### （１）審査請求の経緯

平成29年6月8日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記（２）の保有個人情報について開示請求があった。処分庁は、開示請求の対象となった3件の保有個人情報を特定したが、3件のうち1件については処分庁において保有していないため、当該1件を不開示、他の2件を開示することとし、同年8月2日付けで一部開示決定（原処分1）を行った。

本件審査請求は、不開示とされた保有個人情報は処分庁において保有しているはずであるとして、同年10月9日付けで諮問庁に対し行われ

たものである。

(2) 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書3である。

(3) 審査請求の理由

原処分1において、文書2を保有していないとして不開示にしているが、保有している文書の開示をするよう申し立てる。

総務省は、開示請求に対して、総務大臣宛ての文書を特定事務所に送付していたことを明らかにしたが、普通に考えて、苦情を当事者の特定事務所に送付することはあり得ない。特定事務所に送付したから「総務省本省は文書を保有していない」という文書管理の在り方はおかしい。特定事務所から総務省本省に文書の返送をするよう繰り返し申し立てているが、返送をさせていない。「総務省本省は文書を保有していない」ことにするために事実をねつ造していることは明白である。総務省本省は、当該文書を保有しており、特定事務所に送付したことは、総務省本省が文書を保有していない理由にはならない。

(4) 諮問庁の意見

審査請求人が開示を求めている文書2は、特定年月日A、総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室（当時。現総務省行政評価局行政相談管理官室。以下「行政相談業務室」という。）で受け付けたものの、記載されている相談内容が、これまでも中国四国管区行政評価局及び特定事務所に申し出ているものと同様であることから、相談事案処理の一元化を図るため、同日、行政相談業務室から特定事務所に送付している。

なお、本件開示請求の対応に当たって、文書2については、既に特定事務所に送付済みであることから、開示請求書の宛先を特定行政評価事務所長（以下「特定事務所長」という。）とする補正を二度審査請求人に発送（二度目には、補正に応じなければ、当該文書を保有していないため不開示とする旨記載）したが、審査請求人からの回答はなかった。

よって、処分庁は、文書2を保有していないため当該文書について不開示とする決定を行ったものであり、諮問庁は、処分庁が行った原処分1を維持することが妥当であると考える。

2 理由説明書2（諮問第188号）

(1) 審査請求の経緯

平成29年5月24日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記(2)の保有個人情報について開示請求があった。処分庁は、開示請求の対象となった3件の保有個人情報を特定したが、3件のうち2件については処分庁において保有していないため、当該2件を不開示、他の1件を開示することとし、同年8月8日付けで一部開示決定（原処分2）を行っ

た。

本件審査請求は、不開示とされた保有個人情報処分行において保有しているはずであるとして、同年10月9日付けで諮問庁に対し行われたものである。

(2) 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、別紙の2に掲げる文書4ないし文書6である。

(3) 審査請求の理由

原処分2において、文書4及び文書5を保有していないとして不開示にしているが、保有している文書の開示をするよう申し立てる。

総務省は、開示請求に対して、総務大臣宛ての文書を特定事務所に送付していたことを明らかにしたが、普通に考えて、苦情を当事者の特定事務所に送付することはあり得ない。特定事務所に送付したから「総務省本省は文書を保有していない」という文書管理の在り方はおかしい。特定事務所から総務省本省に文書の返送をするよう繰り返し申し立てているが、返送をさせていない。「総務省本省は文書を保有していない」ことにするために事実をねつ造していることは明白である。総務省本省は、当該文書を保有しており、特定事務所に送付したことは、総務省本省が文書を保有していない理由にはならない。

(4) 諮問庁の意見

審査請求人が開示を求めている文書4は、特定年月日B、行政相談業務室で受け付けたものの、記載されている相談内容が、これまでも中国四国管区行政評価局及び特定事務所に申し出ているものと同様であることから、相談事案処理の一元化を図るため、特定年月日C、行政相談業務室から特定事務所に送付している。

また、審査請求人が開示を求めている文書5は、特定年月日D、行政相談業務室で受け付けたものの、記載されている相談内容が、これまでも中国四国管区行政評価局及び特定事務所に申し出ているものと同様であることから、同様に、同日、行政相談業務室から特定事務所に送付している。

なお、本件開示請求の対応に当たって、文書4及び文書5については、既に特定事務所に送付済みであることから、開示請求書の宛先を特定事務所長とする補正を平成29年5月30日に発送したが、審査請求人は、同年6月7日付け配達証明郵便によりこれを拒否したことから、同月15日及び同月30日に審査請求人に再度補正について了承を求めたが、回答はなかった。また、同年7月13日に改めて審査請求人に補正を求め、了承いただけない場合は、当該文書は総務省本省で保有していないため不開示決定を行う旨連絡したが、審査請求人からの回答はなかった。

よって、処分庁は、文書4及び文書5を保有していないため当該文書について不開示とする決定を行ったものであり、諮問庁は、処分庁が行った原処分2を維持することが妥当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月12日 諮問の受理（諮問第187号及び同第188号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1及び理由説明書2を收受（同上）
- ③ 平成30年1月31日 審査請求人から意見書1、意見書2及び意見書3を收受（同上）
- ④ 同年2月13日 審議（同上）
- ⑤ 同月27日 諮問第187号及び同第188号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書3（諮問第187号の関係）及び別紙の2に掲げる文書4ないし文書6（諮問第188号の関係）に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、文書1、文書3及び文書6に記録された保有個人情報は全部開示したが、文書2、文書4及び文書5（本件送付文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

###### (1) 諮問庁の説明の要旨

###### ア 文書2について（諮問第187号）

(ア) 審査請求人が開示を求めている保有個人情報が記録された文書2は、特定年月日A、行政相談業務室で受け付けたものの、記載されている相談内容が、これまでも中国四国管区行政評価局及び特定事務所に申し出ているものと同様であることから、相談事案処理の一元化を図るため、同日、行政相談業務室から特定事務所に送付している。

(イ) なお、本件開示請求の対応に当たって、文書2については、既に特定事務所に送付済みであることから、開示請求書の宛先を特定事

務所長とする求補正を二度審査請求人に発送（二度目には、補正に応じなければ、当該文書を保有していないため不開示とする旨記載）したが、審査請求人からの回答はなかった。

（ウ）よって、処分庁は、文書2を保有していないため、当該文書に記録された保有個人情報について不開示とする決定を行ったものである。

イ 文書4及び文書5について（諮問第188号）

（ア）審査請求人が開示を求めている保有個人情報が記録された文書4及び文書5は、それぞれ特定年月日B及び特定年月日D、行政相談業務室で受け付けたものの、いずれも記載されている相談内容が、これまでも中国四国管区行政評価局及び特定事務所に申し出ているものと同様であることから、相談事案処理の一元化を図るため、特定年月日C及び特定年月日D、行政相談業務室から特定事務所に送付している。

（イ）なお、本件開示請求の対応に当たって、文書4及び文書5については、既に特定事務所に送付済みであることから、開示請求書の宛先を特定事務所長とする求補正を平成29年5月30日に発送したが、審査請求人は、同年6月7日付け配達証明郵便によりこれを拒否したことから、同月15日及び同月30日に審査請求人に再度補正について了承を求めたが、回答はなかった。また、同年7月13日に改めて審査請求人に補正を求め、了承いただけない場合は、当該文書は総務省本省で保有していないため不開示決定を行う旨連絡したが、審査請求人からの回答はなかった。

（ウ）よって、処分庁は、文書4及び文書5を保有していないため、当該各文書に記録された保有個人情報について不開示とする決定を行ったものである。

（2）検討

ア 諮問庁から、行政相談業務室において本件送付文書をそれぞれ受け付けた際の対応記録である各相談対応票の提示を受け、当審査会において確認したところ、本件送付文書については、いずれも行政相談業務室で受け付けたものの、特定事務所に送付したとする上記（1）ア（ア）及びイ（ア）の諮問庁の説明のとおりであると認められ、これを覆すに足りる事情は認められない。

イ なお、諮問庁は、処分庁において、本件送付文書を特定事務所に送付したことを審査請求人に情報提供した上で、本件各開示請求書の宛先を特定事務所長とする補正を行うよう複数回にわたり求めた旨説明するところ、この説明を覆すに足りる事情はなく、そうすると、処分庁が審査請求人に対して行った、開示を求める保有個人情報の特定に

資する情報の提供に，特段の問題はないと認められる。

ウ したがって，総務省において，本件送付文書に記録された保有個人情報情報を保有していない旨の上記（１）の諮問庁の説明は，首肯せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした各決定については，総務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件請求保有個人情報記録された文書）

1 諮問第187号

文書1 総務大臣宛てに特定年月日E付け配達証明便（特定番号A）で送った文書（合計11枚）

文書2 総務大臣宛てに特定年月日E付け内容証明便（特定番号B）で送った文書（5枚）

文書3 総務大臣宛てに特定年月日F付け内容証明便（特定番号C）で送った文書（2枚）

2 諮問第188号

文書4 特定年月日G付け配達証明便（特定番号D）総務大臣宛てに送った文書（合計30枚）

文書5 特定年月日H付け内容証明便（特定番号E）（特定番号F）2分割しています。総務大臣宛てに送った文書（合計8枚）

文書6 特定年月日I付け配達証明便 総務大臣宛てに送った文書（合計176枚）